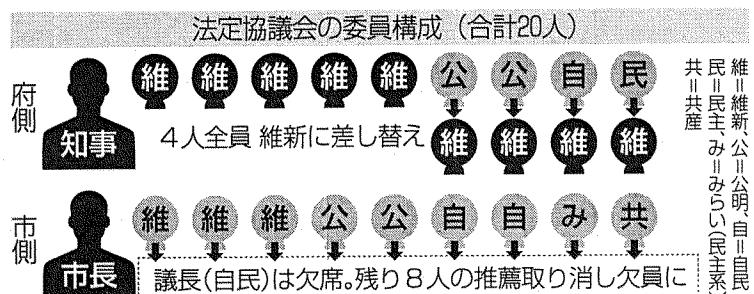


橋下維新に 一つのノー

大阪市議会



①協定書無効宣言の決議を可決した大阪市議会本会議。②「中労委命令に従う」と語る橋下市長。③本会議で中労委命令取り消し訴訟提起に反対する山中市議=いずれも7月25日



大阪都構想 大阪市を廃止して五つの特別区に再編し、知事に権限も財源も集中させ、カジノなど大型開発を推進しようという構想。

もう一つは維新が単独で決めた「大阪都構想」の「設計図」にある協定書の無効を宣言する決議です。協定書を話し合う場

として、法律が設置を義務付けたのが「大阪府・大阪市特別区設置協議会」（法定協議会）です。会長は維新府議の浅田均氏。1月31日の第13回会議終了時に、次回は2月12日開催と決めたにもかかわらず、浅田会長は野党4会派の開催要求を拒否しました。

さらに維新は、気に入らない府議会側の法定協議員4人を、自分が多数を握る府議会議会運営委員会で、強引に維新議員に差し替えました。

日本共産党大阪市議団の山中智子幹事長の話、「橋下・維新政治ノー」の野党4会派について、「一点共闘」は、ついに「思想調査」を

断罪するまでになりました。

市民の運動をさらに大きくして、法定協の正常化を実現するとともに、橋下・維新政を終わらせたいと思

います。

一つは、橋下市長による「思想調査」（市職員への労使関係アンケート調査）=2012年2月）の問題です。大阪府労働委員会（府労委）の命令（13年3月）につき、国機関・中央労働委員会（中労委）も6月27日、「思想調査」を不当労働行為と認定する命令を出しました。橋下市長は中労委命

令の取り消しを求め、裁判所に提訴するつもりでした。提訴には議会の同意が必要です。臨時議会開会日の7月25日）。日本共産党的山中智子市議の討論が本会議場に響き渡りました。「調査は団結権、思想信条の自由など、国民固有の権利を真っ向から踏みにじるもの。潔く（中労委の）命令に服し、関係者に謝罪せよ」

橋下市長の提訴に同意する議案は、野党4会派（日本共産党、公明、自民、民主系）などが否決、市は提訴を断念し、中労委命令が確定しました。府労委命令を不服として、市が中労委に再審査を求めたときは同意した公明、自民両党も反対しました。労使関係アンケートは、職員に対する「思

中労委命令は、①実施方法が懲戒処分を伴う業務命令として早期回答を一方的に強制するもの②質問内容も組合活動全般にわたる無限なものなどとの理由をあげ、不当労働行

一方、「思想調査」への賠償を求め職員が起訴した訴訟について橋下市長は、「僕には僕にはの主張がある。裁判は続ける」と居直りの姿勢です。

橋下市長は住民投票を労働組合に手渡すことになりました。一方、「思想調査」への賠償を求め職員が起訴した訴訟について橋下市長は、「僕には僕にはの主張がある。裁判は続ける」と居直りの姿勢です。

橋下市長は記者団に会の判断を重く受け止めた。橋下市長は「このようない行為は繰り返しません」と書いた文書

思想調査不當

地方自治と民主主義をじゅうりんする大阪市の橋下徹市長。市議会は「橋下暴走」に一つのノーを突き付けました。

豊田栄光記者

想調査」そのものでした。労働組合の活動への参加や特定の政治家演説（）への参加の有無をはじめ、「誘った人」の名前まで回答を求めました。

橋下市長は記者団に對して、「中労委と議會の判断を重く受け止めた。橋下市長は「このようない行為は繰り返しません」と書いた文書

月23日に協定書を「可決」しました。協定書の無効を宣言した決議に法的拘束力はありませんが、市議会が協定書を承認し、「都構想」の是非を問う住民投票条例が成立する可能性はほぼなくなりました。

橋下市長は記者団に對して、「中労委と議會の判断を重く受け止めた。橋下市長は「このようない行為は繰り返しません」と書いた文書

月23日に協定書を「可決」しました。協定書の無効を宣言した決議に法的拘束力はありませんが、市議会が協定書を承認し、「都構想」の是非を問う住民投票条例が成立する可能性はほぼなくなりました。

私は当たると断罪しました。

橋下市長は記者団に對して、「中労委と議會の判断を重く受け止めた。橋下市長は「このようない行為は繰り返しません」と書いた文書